

こうぎん News Release

平成30年1月5日
株式会社 高知銀行
高知市堺町2番24号

各 位

生命保険の新商品の取扱いについて

高知銀行（頭取 森下勝彦）は、生命保険の新商品の取扱いを下記のとおり開始いたしますのでお知らせいたします。

新たに取扱いを開始するのは、日本生命保険相互会社を引受保険会社とする「夢のプレゼント」です。

当行は、これからも商品ラインアップの拡充を図り、お客様の多様なニーズにお応えできるよう努めてまいります。

記

1. 取扱開始日

平成30年1月22日（月）

2. 取扱商品

| | |
|-------------|---|
| 商 品 名 | 夢のプレゼント ニッセイ指定通貨建生存給付金付変額保険（米ドル建・豪ドル建） |
| 引 受 保 険 会 社 | 日本生命保険相互会社 |
| 主 な 特 徴 | ① ご契約の一年後から生存給付金を受取ることが出来ます。 ② 外貨建かつ変額部分があることで増やしながら受取ることが期待できます。 ③ 「円で目標設定タイプ」と「そのまま受取タイプ」の2つのタイプがあり、生前贈与や生活費としてご活用いただけます。 ④ 「円で目標設定タイプ」は生存給付金を毎年、円で一定額となるように調整することをめざす機能を有しています。 |

3. 主な取扱条件

| | | | |
|------------------------|---------|--------------------------------|----------------|
| 一時払保険料 (基本保険金 額) | 最低 | 米ドルで入金 | 3万米ドル (1米ドル単位) |
| | | 豪ドルで入金 | 3万豪ドル (1豪ドル単位) |
| | | 円で入金 | 300万円 (10万円単位) |
| | 最高 | 7億円相当額 | |
| | 増額および減額 | 取扱いなし | |
| 保険料払込方法 | | 一時払のみ (日本生命指定の金融機関口座へのお振込み) | |
| 保険期間と年齢範囲 | | 10年 | 15～85歳 |
| | | 15年 | 15～80歳 |
| | | 20年 | |
| | | 30年 (米ドルのみ) | 15～75歳 |
| 被保険者 | | 契約者本人 | |
| 生存給付金受取人 | | 契約者または3親等内の親族から1人 | |
| 死亡保険金受取人 | | 3親等内の親族 | |
| 配当金 | | なし | |

当商品の詳細や留意点等につきましては、以下HPでもご確認いただけます。

- ・「夢のプレゼント」 (日本生命保険相互会社)

<https://www.nissay.co.jp/kojin/shohin/madohan/yumenopresent/>

4. 取扱店舗

全店 (インターネット支店をのぞく)

【本件に関するお問い合わせ】

高知銀行 営業推進部

担当：中脇 TEL 088-871-1134

以 上

【この保険のご検討にあたってご確認いただきたい事項】

○為替リスクについて

為替レートの変動により、生存給付金・死亡保険金・解約払戻金等をそれぞれの支払時の為替レートで円に換算した金額の合計が、払込金額を契約時の為替レートで円に換算した金額を下回ることや、生存給付金・死亡保険金・解約払戻金等をそれぞれの支払時の為替レートで円に換算した金額が、生存給付金・死亡保険金・解約払戻金等を契約時の為替レートで円に換算した金額を下回ることがあり、損失が生じる可能性があります。

※指定通貨と入金通貨が異なる場合、生存給付金・死亡保険金・解約払戻金等をそれぞれの支払時の為替レートで入金通貨に換算した金額の合計が払込金額を下回り、損失が生じる可能性があります。

○金利変動のリスクについて

この保険では解約払戻金額の計算に際して、定率部分の積立金額に市場金利調整を適用し、金利変動による運用資産の価格変動を反映します。具体的には市場金利が上昇するほど、解約払戻金は減少します。市場金利調整により解約払戻金額と生存給付金支払合計額等の合計が一時払保険料を下回ることがあり、損失が生じる可能性があります。

※積立利率は保険期間中、固定されます。

ご契約後に市場金利が上昇した場合、ご契約の積立利率が相対的に低くなる可能性があります。

その際、より高い市場金利を求めて解約した場合、市場金利調整により解約払戻金が減少する可能性があります。

○特別勘定資産の価格変動のリスクについて

運用実績連動部分は特別勘定で運用され、運用実績により生存給付金額・死亡保険金額・解約払戻金額等が増減します。国内外の株式、債券等を実質的な投資対象とするため、株価の下落や、金利上昇による債券価格の下落、為替の変動等により、特別勘定資産が減少することがあります。特別勘定資産の減少により、解約払戻金額と生存給付金支払合計額等の合計が一時払保険料を下回ることがあり、損失が生じる可能性があります。また、特別勘定資産が大きく減少した場合、下落前の水準まで回復することが困難になることがあります。なお、レバレッジ取引により特別勘定資産がゼロになる可能性があります。(マイナスになることはありません。)

※「円で目標設定タイプ」で特別勘定資産の価格変動や為替レートの変動等により特別勘定資産がゼロになった場合は、円建目標生存給付金額でお支払いできない場合があります。

○お客様にご負担いただく諸費用等について

ご契約に際して、すべてのお客様さまにご負担いただく諸費用は以下のとおりです。なお、これらの費用は2017年10月現在の内容であり、将来変更される場合があります。

① 定率部分にかかる費用

ご契約の締結・維持等に必要な費用ならびに死亡保険金を指定通貨建で最低保証するために必要な費用等（保険契約関係費）であり、積立利率を定める際にあらかじめ控除しております。

② 運用実績連動部分にかかる費用

| 項目 | | 費用 | |
|--|------------------|-----------------------------|---|
| 保険契約関係費 [ご契約の締結・維持等に必要な費用ならびに 死亡保険金を指定通貨建で最低保証するため の費用] | | 特別勘定資産の総額に対して年率 2.30% | |
| 資産運用関係費 | 投資対象となる投資信託の信託報酬 | 投資信託の純資産総額に対して年率 0.20%(税抜) | |
| | 金融派生商品の取引にかかわる費用 | 参照指数の助言報酬ならびにレバレッジ取引等にかかる費用 | 実際の運用金額に対して年率 3.410%以内 |
| | | 参照指数の構成要素に配分する際に必要となる取引費用等 | 運用状況により変動し、費用の発生前に金額や割合を確定することが困難であるため、表示できません。 |
| | 監査費用 | | 投資信託の純資産総額に対して年率 0.010%以内 |
| | 信託事務の諸費用 | | 費用の発生前に金額や割合を確定することが困難であるため、表示できません。 |

そのほか、特定のお客様さまにご負担いただく諸費用は以下のとおりです。

③ 解約をした場合の費用

保険期間中に解約した場合にかかる費用であり、解約払戻金額を計算する際、一時払保険料に経過年数別の解約控除率（下表）を乗じた金額を控除します。

| | |
|-----------|--------------------|
| 保険期間 10 年 | 経過年数に応じて 4.0%～0.4% |
| 保険期間 15 年 | 経過年数に応じて 4.0%～0.3% |
| 保険期間 20 年 | 経過年数に応じて 4.0%～0.2% |
| 保険期間 30 年 | 経過年数に応じて 4.0%～0.1% |

④ 通貨の換算に関する費用

以下の場合には為替手数料が為替レートに反映されており、当該手数料はお客様の負担となります。T T M（対顧客電信売買相場仲値）は、日本生命所定の金融機関が公表する値となります。

<円で目標設定タイプ>

| 項目 | 為替レート |
|-------------------------------------|---|
| 円入金特約を付加して保険料を払込む場合 | T T M + 50 銭 |
| 外貨入金特約を付加して 指定通貨と異なる外貨で保険料を払込む場合 | (指定通貨の T T M + 25 銭) ÷ (払込通貨の T T M - 25 銭) |
| 生存給付金を受取る場合 | T T M - 50 銭 |
| 円支払特約を付加して死亡保険金、解約払戻金等を受取る場合 | |

<そのまま受取タイプ>

| 項目 | 為替レート |
|-------------------------------------|---|
| 円入金特約を付加して保険料を払込む場合 | T T M + 50 銭 |
| 外貨入金特約を付加して 指定通貨と異なる外貨で保険料を払込む場合 | (指定通貨の T T M + 25 銭) ÷ (払込通貨の T T M - 25 銭) |
| 生存給付金円支払特約を付加して生存給付金を受取る場合 | T T M - 50 銭 |
| 円支払特約を付加して死亡保険金、解約払戻金等を受取る場合 | |

その他、取扱金融機関によって、別途送金手数料や引出し手数料等の諸手数料がかかる場合があります。詳しくは取扱金融機関の窓口にお問合せください。

※ 当資料は商品の概要を説明したものです。

※ 詳しいご検討にあたっては、「契約締結前交付書面（契約概要／注意喚起情報）兼 商品パンフレット」「例表または提案書」「ご契約のしおりー約款」「特別勘定のしおり」を必ずご確認ください。

※ この商品は日本生命を引受保険会社とする生命保険です。預金とは異なり、元本割れすることがあります。

※ 募集代理店および募集代理店の取扱担当者（生命保険募集人）は、契約締結の代理権を有さないため、お申込みを承諾する権限がありません。したがって、ご契約はお客様からのお申込みを日本生命が承諾したときに成立します。